

《問い合わせ先》

第七管区海上保安本部  
海洋情報部 監理課長 酒井  
TEL 093-321-2931(内線:2510)



第七管区海上保安本部  
平成25年5月30日

## 関門港付近の海図の定期的な改版を取りやめます

海上保安庁では、船舶の安全な航海に必要な情報を掲載した海図を刊行しています。海図は、陸上とは異なり浅瀬などの見えない障害物が多数存在するなか、灯台や浮標、山、島などを頼りに航海するために必需品です。

関門海峡は、開発保全航路<sup>\*</sup>に指定されていたため浚渫などの港湾工事完了に伴い広範囲の海図の修正作業が行われるため下記海図は、昭和57年より海図の記載情報を修正の上、毎年刊行していました。

近年は大規模な修正箇所が少なくなったので、利用者の負担軽減（毎年海図を購入する必要がなくなる）のため、関門海峡付近の海図の毎年定期刊行を廃止し、不定期な刊行に変更します。

また、海図の最新維持情報は、水路通報や七管区水路通報により、従前どおり提供されるので、引き続きご活用ください。

### 1、刊行期間を変更した海図

- ・W135 関門海峡
- ・W1262 関門港東部
- ・W1263 関門港中部
- ・JP135 KANMON KAIKYO
- ・JP1262 EASTERN PART OF KANMON KO
- ・JP1263 MIDDLE PART OF KANMON KO

### 2、海図の購入方法

最寄りの水路図誌販売所などで購入いただけます。

水路図誌販売所の詳細については以下のWeb サイトをご覧ください。第七管区海上保安本部『海の相談室』（電話093-331-0033）までお問い合わせください。（上記海図の定価は、3,360円(税込)です）

URL: <http://www.jha.or.jp/jp/jha/purchase/>

### ※開発保全航路

「港湾管理者が管理する港湾区域及び河川法に規定する河川区域以外の水域における船舶の交通を確保するため開発及び保全に関する工事を必要とする航路」と港湾法第2条第8項に規定され、その航路の区域は政令で定めています。

開発保全航路では浚渫船による浚渫や測量船による航路計画作成のための計画測量及び浚渫後の竣工測量並びに海図補正のための補正測量、その他整備に関する工事及び埋没状況を監視をおこなっています。

七管区管内では、関門航路、<sup>じょうが</sup>蟬蛾ノ瀬戸航路、万関瀬戸航路、平戸瀬戸航路の4航路が指定されています。